

「森林土木工事調査等業務委託共通仕様書(令和 8 年 1 0 月改定)」 新旧対照表

(下線部分は変更部分)

現 行	改 正
森林土木工事調査等業務委託 共通仕様書 令和 <u>4</u> 年 <u>7</u> 月改定 兵庫県農林水産部治山課	森林土木工事調査等業務委託 共通仕様書 令和 <u>8</u> 年 <u>10</u> 月改定 兵庫県農林水産部治山課 <u>兵庫県農林水産部林務課</u>

現 行				改 正			
目次		頁		目次		頁	
第 1 条	適用範囲	・ ・ ・ ・ ・	1	第 1 条	適用範囲	・ ・ ・ ・ ・	1
第 2 条	調査等業務に関する一般事項	・ ・ ・ ・ ・	1	第 2 条	調査等業務に関する一般事項	・ ・ ・ ・ ・	1
第 3 条	各種調査試験等	・ ・ ・ ・ ・	2	第 3 条	各種調査試験等	・ ・ ・ ・ ・	2
第 4 条	林野委託仕様書各条項と関連する契約書の条項 （地質・土質調査、測量業務）	・ ・ ・ ・ ・	2	第 4 条	林野委託仕様書各条項と関連する契約書の条項 （地質・土質調査、測量業務）	・ ・ ・ ・ ・	2
第 5 条	林野委託仕様書各条項と関連する契約書の条項 （設計等業務）	・ ・ ・ ・ ・	3	第 5 条	林野委託仕様書各条項と関連する契約書の条項 （設計等業務）	・ ・ ・ ・ ・	3
第 6 条	再委託	・ ・ ・ ・ ・	3	第 6 条	再委託	・ ・ ・ ・ ・	3
第 7 条	治山事業測量業務	・ ・ ・ ・ ・	3	第 7 条	治山事業測量業務	・ ・ ・ ・ ・	3
第 8 条	治山 CAD 製図基準〈治山林道共通〉	・ ・ ・ ・ ・	6	第 8 条	治山 CAD 製図基準〈治山林道共通〉	・ ・ ・ ・ ・	6
第 9 条	林道事業測量設計等業務	・ ・ ・ ・ ・	6	第 9 条	林道事業測量設計等業務	・ ・ ・ ・ ・	6
第 10 条	森林土木工事詳細設計照査要領に基づく照査業務	・ ・ ・ ・ ・	7	第 10 条	森林土木工事詳細設計照査要領に基づく照査業務	・ ・ ・ ・ ・	7

現 行	改 正
<u>令和 4 年 7 月 1 日適用</u> 森林土木工事調査等業務委託共通仕様書 (兵庫県農林水産部治山課) 第 1 条 ～ 第 3 条 (略) 第 4 条 林野委託仕様書各条項と関連する契約書の条項(地質・土質調査、測量業務) 林野委託仕様書「地質・土質調査業務」及び「測量業務等」の各条項における「契約書」は、指定しない限り「測量調査業務等委託契約書」を示す。 1 第 1102 条第 3 項、第 2102 条第 3 項監督員とは、契約書第 9 条に規定する者をいう。 2 第 1102 条第 4 項、2102 条第 4 項検査職員は検査員と読み替えるものとする。検査員とは、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき検査を行う者をいう。 3 第 1102 条第 5 項、2102 条第 5 項主任技術者とは、契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。 4 第 1107 条第 3 項、第 2107 条第 3 項監督員の権限は、契約書第 9 第 2 項に規定した条項である。 5 第 1116 条第 1 項、第 2116 条第 1 項監督員が行う地元関係者への説明、交渉等については、契約書第 12 条に基づく。 6 第 1117 条第 1 項、第 2117 条第 1 項土地への立入り等については契約書第 13 条の定めに基づく。 7 第 1120 条第 1 項、第 2121 条第 1 項検査については、契約書第 32 条第 1 項の規定に基づく。 8 第 1121 条第 4 項、第 2122 条第 4 項の期間内に修補が完了しなかった場合に行う検査結果の通知は、契約書第 32 条第 5 項の規定に基づく。 9 第 1123 条第 1 項第 4 号、第 2124 条第 1 項第 4 号の契約金額の変更に代える設計図書の変更は、契約書第 31 条の規定に基づく。 10 第 1124 条第 3 項、第 2125 条第 3 項の履行期間の延長は、契約書第 23 条の規定に基づく。 11 第 1124 条第 4 項、第 2125 条第 4 項の契約期間を短縮する場合については、契約書第 24 条の規定に基づく。 12 第 1125 条第 1 項、第 21226 条第 1 項一時中止については、契約書第 20 条第 1 項の規定に基づく。 13 第 1126 条、第 2127 条の発注者の賠償責任について、一般損害は契約書第 28 条、第三者に及ぼし	<u>令和 8 年 10 月 1 日適用</u> 森林土木工事調査等業務委託共通仕様書 (兵庫県農林水産部治山課<u>および林務課</u>) 第 1 条 ～ 第 3 条 (略) 第 4 条 林野委託仕様書各条項と関連する契約書の条項(地質・土質調査、測量業務) 林野委託仕様書「地質・土質調査業務」及び「測量業務等」の各条項における「契約書」は、指定しない限り「測量調査業務等委託契約書」を示す。 1 第 1102 条第 3 項、第 2102 条第 3 項監督員とは、契約書第 9 条に規定する者をいう。 2 第 1102 条第 4 項、2102 条第 4 項検査職員は検査員と読み替えるものとする。検査員とは、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき検査を行う者をいう。 3 第 1102 条第 5 項、2102 条第 5 項主任技術者とは、契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。 4 第 1107 条第 3 項、第 2107 条第 3 項監督員の権限は、契約書第 9 <u>条</u>第 2 項に規定した条項である。 <u>5 第 1108 条第 3 項の管理技術者の資格は、次の要件を満たしている者であること。</u> <u>(1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 32 条に規定する技術士の登録（「総合技術監理部門・森林－森林土木」、「森林部門・森林土木」の登録に限る。）を受けた者又は当該調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、その実務経験が通算 2 ヶ年以上ある者で次のいずれかに該当する者。</u> <u>ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学(同法第 108 条第 2 項に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 18 年以上ある者</u> <u>イ 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上ある者</u> <u>ウ 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学 校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有している者であって、卒業（卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後、森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上ある者</u> <u>エ 一般社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録(「森林土木部門」の登録に限る。)を受けた者又はこれと同等の能力を有する者（RCCM（「森林土木部門」）の資格を有する者）であって、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上ある者</u> 6 第 1116 条第 1 項、第 2116 条第 1 項監督員が行う地元関係者への説明、交渉等については、契約書第 12 条に基づく。 7 第 1117 条第 1 項、第 2117 条第 1 項土地への立入り等については契約書第 13 条の定めに基づく。 8 第 1120 条第 1 項、第 2121 条第 1 項検査については、契約書第 32 条第 1 項の規定に基づく。 9 第 1121 条第 4 項、第 2122 条第 4 項の期間内に修補が完了しなかった場合に行う検査結果の通知は、契約書第 32 条第 5 項の規定に基づく。 10 第 1123 条第 1 項第 4 号、第 2124 条第 1 項第 4 号の契約金額の変更に代える設計図書の変更は、契約書第 31 条の規定に基づく。 11 第 1124 条第 3 項、第 2125 条第 3 項の履行期間の延長は、契約書第 23 条の規定に基づく。 12 第 1124 条第 4 項、第 2125 条第 4 項の契約期間を短縮する場合については、契約書第 24 条の規定に基づく。 13 第 1125 条第 1 項、第 21226 条第 1 項一時中止については、契約書第 20 条第 1 項の規定に基づく。 14 第 1126 条、第 2127 条の発注者の賠償責任について、一般損害は契約書第 28 条、第三者に及ぼし

現 行	改 正
た損害は契約書第 29 条の規定に基づく。 14 第 1127 条第 2128 条の受注者の賠償責任等について、一般損害は契約書第 28 条、第三者に及ぼした損害は契約書第 29 条の規定に基づく。 15 第 1127 条 1 第項第 2 号、第 2128 条第 1 項第 2 号の契約不適合責任として請求された場合については、契約書第 41 条の規定に基づく。 16 第 1128 条第 1 項、第 2129 条第 1 項の部分使用については、契約書第 34 条の規定に基づく。 17 第 1129 条第 1 項、第 2130 条第 1 項主たる部分については、契約書第 7 条第 1 項の規定に基づく。 18 第 1129 条第 2 項、第 2130 条第 2 項については、「契約書第 7 条第 3 項ただし書きの規定に基づく。 19 第 1130 条第 1 項、第 2131 条第 1 項成果物の使用等については、契約書第 6 条第 4 項の規定に基づく。 20 第 1130 条第 2 項、第 2131 条第 2 項の著作権、特許権その他第三者の権利の対象であり、且つその使用について設計図書に明示のない場合に、その費用負担を発注者に求めることについては、契約書第 8 条の規定に基づく。 21 第 1131 条第 1 項、第 2132 条第 1 項守秘義務については、契約書第 1 条第 5 項の規定に基づく。 22 第 1135 条、第 2135 条履行報告については、契約書第 15 条の規定に基づく。 第 5 条 林野委託仕様書各条項と関連する契約書の条項(設計等業務) 林野委託仕様書「設計業務等」の各条項における「契約書」は、指定しない限り「土木設計業務等委託契約書」を示す。 1 第 3102 条第 3 項以下監督職員は、必要に応じて「調査職員」と読み替える。この場合、「調査職員」とは、契約書第 9 条に規定する者をいう。 2 第 3102 条第 4 項検査職員は検査員と読み替えるものとする。検査員とは、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき検査を行う者をいう。 3 第 3102 条第 5 項管理技術者とは、契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。 4 第 3102 条第 6 項照査技術者とは、契約書第 11 条第 1 項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。 5 第 3106 条第 4 項管理技術者に委任できる権限は契約書第 10 条第 2 項に規定した事項のことであり、同条同項に行使できないと規定された権限を除くものとする。 6 第 3108 条第 1 項担当技術者の人数は、特別の定めのない限り 3 名までの適切な人数とする。また、	た損害は契約書第 29 条の規定に基づく。 15 第 1127 条第 2128 条の受注者の賠償責任等について、一般損害は契約書第 28 条、第三者に及ぼした損害は契約書第 29 条の規定に基づく。 16 第 1127 条 1 第項第 2 号、第 2128 条第 1 項第 2 号の契約不適合責任として請求された場合については、契約書第 41 条の規定に基づく。 17 第 1128 条第 1 項、第 2129 条第 1 項の部分使用については、契約書第 34 条の規定に基づく。 18 第 1129 条第 1 項、第 2130 条第 1 項主たる部分については、契約書第 7 条第 1 項の規定に基づく。 19 第 1129 条第 2 項、第 2130 条第 2 項については、「契約書第 7 条第 3 項ただし書きの規定に基づく。 20 第 1130 条第 1 項、第 2131 条第 1 項成果物の使用等については、契約書第 6 条第 4 項の規定に基づく。 21 第 1130 条第 2 項、第 2131 条第 2 項の著作権、特許権その他第三者の権利の対象であり、且つその使用について設計図書に明示のない場合に、その費用負担を発注者に求めることについては、契約書第 8 条の規定に基づく。 22 第 1131 条第 1 項、第 2132 条第 1 項守秘義務については、契約書第 1 条第 5 項の規定に基づく。 23 第 1135 条、第 2135 条履行報告については、契約書第 15 条の規定に基づく。 第 5 条 林野委託仕様書各条項と関連する契約書の条項(設計等業務) 林野委託仕様書「設計業務等」の各条項における「契約書」は、指定しない限り「土木設計業務等委託契約書」を示す。 1 第 3102 条第 3 項以下監督職員は、必要に応じて「調査職員」と読み替える。この場合、「調査職員」とは、契約書第 9 条に規定する者をいう。 2 第 3102 条第 4 項検査職員は検査員と読み替えるものとする。検査員とは、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき検査を行う者をいう。 3 第 3102 条第 5 項管理技術者とは、契約書第 10 条第 1 項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。 4 第 3102 条第 6 項照査技術者とは、契約書第 11 条第 1 項の規定に基づき受注者が定めた者をいう。 5 第 3106 条第 3 項の管理技術者の資格は、次の要件を満たしている者であること。 (1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 32 条に規定する技術士の登録（「総合技術監理部門・森林－森林土木」、「森林部門・森林土木」の登録に限る。）を受けた者又は当該調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、その実務経験が通算 2 ヶ年以上ある者で次のいずれかに該当する者。 ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学(同法第 108 条第 2 項に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 18 年以上ある者 イ 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上ある者 ウ 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有している者であって、卒業（卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後、森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上ある者 エ 一般社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録(「森林土木部門」の登録に限る。)を受けた者又はこれと同等の能力を有する者（RCCM（「森林土木部門」）の資格を有する者）であって、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上ある者は以下のとおり定める。 6 第 3106 条第 4 項管理技術者に委任できる権限は契約書第 10 条第 2 項に規定した事項のことであり、同条同項に行使できないと規定された権限を除くものとする。 7 第 3108 条第 1 項担当技術者の人数は、特別の定めのない限り 3 名までの適切な人数とする。また、

現 行	改 正
受注者が設計共同体の場合は、業務内容、構成員の数及びその他の条件を考慮して別途定めることとする。 <u>7</u> 第 3114 条第 1 項発注者が行う地元関係者への説明、交渉等については、契約書第 12 条に基づく。 <u>8</u> 第 3115 条第 1 項土地への立入り等については契約書第 13 条の定めに基づく。 <u>9</u> 第 3118 条第 1 項検査については、契約書第 32 条第 1 項の規定に基づく。 <u>10</u> 第 3119 条第 4 項の期間内に修補が完了しなかった場合に行う検査結果の通知は、契約書第 32 条第 5 項の規定に基づく。 <u>11</u> 第 3120 条第 1 項は、「 契約書第 18 条第 1 項第 5 号に規定する『予期することのできない特別な状態』とは、契約書第 20 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。」と読むこととする。 <u>12</u> 第 3120 条第 2 項は、「監督員が、受注者に対して契約書第 18 条、第 19 条及び第 20 条の規定に基づく設計図書の変更または訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。」と読むこととする。 <u>13</u> 第 3121 条第 1 項第 4 号の契約金額の変更に代える設計図書の変更は、契約書第 31 条の規定に基づく。 <u>14</u> 第 3122 条第 3 項の履行期間の延長は、契約書第 23 条の規定に基づく。 <u>15</u> 第 3123 条第 1 項一時中止については、契約書第 20 条第 1 項の規定に基づく。 <u>16</u> 第 3124 条第 1 項第 1 号発注者の賠償責任について、一般的損害は契約書第 28 条、第三者に及ぼした災害は契約書第 29 条の規定による。 <u>17</u> 第 3125 条第 1 項第 1 号受注者の賠償責任等について、一般的損害は契約書第 28 条、第三者に及ぼした災害は契約書第 29 条の規定による。 <u>18</u> 第 3125 条第 1 項第 2 号の契約不適合責任として請求された場合については、契約書第 41 条の規定に基づく。 <u>19</u> 第 3126 条第 1 項部分使用については、契約書第 34 条の規定に基づく。 <u>20</u> 第 3127 条第 1 項主たる部分については、契約書第 7 条第 1 項の規定に基づく。 <u>21</u> 第 3127 条第 2 項については、契約書第 7 条第 3 項ただし書きの規定に基づく。 <u>22</u> 第 3128 条第 1 項成果物の使用等については、契約書第 6 条第 4 項の規定に基づく。 <u>23</u> 第 3129 条第 1 項守秘義務については、契約書第 1 条第 5 項の規定に基づく。 <u>24</u> 第 3133 条履行報告については、契約書第 15 条の規定に基づく。 第 6 条 （略） 第 7 条 治山事業測量業務 1 仕様書等に示す尺度は、紙に出力した図面の尺度を示す。 2 委託業務の成果品は、林野委託仕様書に準拠し、発注内容に応じて下記項目について報告書に取りまとめる。 3 報告書の提出については、「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」（兵庫県<u>県土整備</u>部）に準拠して電子納品を行うことを基本とする。 以下(略) 4 成果品の提出部数については、「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」（兵庫県<u>県土整備</u>部）に準拠して、電子媒体（CD-R もしくは DVD-R）に納めた電子データを 1 部提出するとともに、従来どおりの紙媒体の成果品を 1 部納品するものとする。 以下(略)	受注者が設計共同体の場合は、業務内容、構成員の数及びその他の条件を考慮して別途定めることとする。 <u>8</u> 第 3114 条第 1 項発注者が行う地元関係者への説明、交渉等については、契約書第 12 条に基づく。 <u>9</u> 第 3115 条第 1 項土地への立入り等については契約書第 13 条の定めに基づく。 <u>10</u> 第 3118 条第 1 項検査については、契約書第 32 条第 1 項の規定に基づく。 <u>11</u> 第 3119 条第 4 項の期間内に修補が完了しなかった場合に行う検査結果の通知は、契約書第 32 条第 5 項の規定に基づく。 <u>12</u> 第 3120 条第 1 項は、「 契約書第 18 条第 1 項第 5 号に規定する『予期することのできない特別な状態』とは、契約書第 20 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。」と読むこととする。 <u>13</u> 第 3120 条第 2 項は、「監督員が、受注者に対して契約書第 18 条、第 19 条及び第 20 条の規定に基づく設計図書の変更または訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。」と読むこととする。 <u>14</u> 第 3121 条第 1 項第 4 号の契約金額の変更に代える設計図書の変更は、契約書第 31 条の規定に基づく。 <u>15</u> 第 3122 条第 3 項の履行期間の延長は、契約書第 23 条の規定に基づく。 <u>16</u> 第 3123 条第 1 項一時中止については、契約書第 20 条第 1 項の規定に基づく。 <u>17</u> 第 3124 条第 1 項第 1 号発注者の賠償責任について、一般的損害は契約書第 28 条、第三者に及ぼした災害は契約書第 29 条の規定による。 <u>18</u> 第 3125 条第 1 項第 1 号受注者の賠償責任等について、一般的損害は契約書第 28 条、第三者に及ぼした災害は契約書第 29 条の規定による。 <u>19</u> 第 3125 条第 1 項第 2 号の契約不適合責任として請求された場合については、契約書第 41 条の規定に基づく。 <u>20</u> 第 3126 条第 1 項部分使用については、契約書第 34 条の規定に基づく。 <u>21</u> 第 3127 条第 1 項主たる部分については、契約書第 7 条第 1 項の規定に基づく。 <u>22</u> 第 3127 条第 2 項については、契約書第 7 条第 3 項ただし書きの規定に基づく。 <u>23</u> 第 3128 条第 1 項成果物の使用等については、契約書第 6 条第 4 項の規定に基づく。 <u>24</u> 第 3129 条第 1 項守秘義務については、契約書第 1 条第 5 項の規定に基づく。 <u>25</u> 第 3133 条履行報告については、契約書第 15 条の規定に基づく。 第 6 条 （略） 第 7 条 治山事業測量業務 1 仕様書等に示す尺度は、紙に出力した図面の尺度を示す。 2 委託業務の成果品は、林野委託仕様書に準拠し、発注内容に応じて下記項目について報告書に取りまとめる。 3 報告書の提出については、「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」（兵庫県<u>農林水産</u>部）に準拠して電子納品を行うことを基本とする。 以下(略) 4 成果品の提出部数については、「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」（兵庫県<u>農林水産</u>部）に準拠し、<u>作成した電子データをオンライン電子納品登録システムにより電子納品保管管理システムへ登録することで行うものとする。また、電子媒体（CD-R、DVD-R 等）の作成及び提出は、受注者と発注者が協議の上、合意した場合のみ認めるものとし、</u>従来どおりの紙媒体の成果品を 1 部納品するものとする。 以下(略)

現 行	改 正
第 8 条 C A D 製図基準 （治山、林道共通） 製図基準は、「CAD 製図基準」(国土交通省)並びに「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」(兵庫県県土整備部) に準拠して図面を作成し、成果品については電子納品を行うことを基本とする。	第 8 条 C A D 製図基準 （治山、林道共通） 製図基準は、「CAD 製図基準」(国土交通省)並びに「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」(兵庫県農林水産部) に準拠して図面を作成し、成果品については電子納品を行うことを基本とする。
第 9 条 林道事業測量設計等業務	第 9 条 林道事業測量設計等業務
1 ～ 6 （略）	1 ～ 6 （略）
7 設計業務報告書 設計業務の成果品は、林野委託仕様書に準拠し、発注内容に応じて下記項目について報告書に取りまとめる。報告書の提出については、「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」(兵庫県<u>県土整備</u>部) に準拠して電子納品を行うことを基本とする。 以下(略)	7 設計業務報告書 設計業務の成果品は、林野委託仕様書に準拠し、発注内容に応じて下記項目について報告書に取りまとめる。報告書の提出については、「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」(兵庫県<u>農林水産</u>部) に準拠して電子納品を行うことを基本とする。 以下(略)
8 成果品の提出部数 「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」(兵庫県<u>県土整備</u>部) に準拠して、電子媒体（CD-R もしくは DVD-R）に納めた電子データを 1 部提出するとともに、従来どおりの紙媒体の成果品 を 1 部納品するものとする。	8 成果品の提出部数 「土木設計業務等の電子納品に関する運用指針（案）」(兵庫県農<u>林水産</u>部) に準拠し、<u>作成した電子データをオンライン電子納品登録システムにより電子納品保管管理システムへ登録することで行うものとする。また、電子媒体（CD-R、DVD-R 等）の作成及び提出は、受注者と発注者が協議の上、合意した場合のみ認めるものとし、</u>従来どおりの紙媒体の成果品を 1 部納品するものとする。
第 10 条 （略）	第 10 条 （略）
様式 1 （略）	様式 1 （略）